

通所介護・第1号通所事業重要事項説明書

株式会社Tーイノベーションズが行う通所介護・第1号通所事業では、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要なサービスを提供いたします。

通所介護・第1号通所介護事業の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

名称 デイサービス バーム
所在地 栃木県那須塩原市春日町 121-514
電話番号 0287-73-5771 FAX 番号 0287-73-5772
(介護保険事業所番号 0971301189)

2. 営業日時

営業日 月曜日から土曜日までとする。
休日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
営業時間 8時30分から17時30分
サービス提供時間 午前9時から午後4時半までとする。(この限りではない)

3. 事業所の職員体制

管理者 1名
生活相談員 2名
看護職員 2名
介護職員 7名
機能訓練指導員 2名

4. 利用定員数

1日の利用定員 40名
(通所介護・通所介護相当サービス35名・通所型サービスA5名)

5. 当事業所のサービスの方針等

当事業所は、在宅生活を基本とし、在宅の要介護者等の依頼を受け、当該居宅サービス計画に基づくサービスが確保されるよう連絡調整その他便宜の供与を行うとともに、お客様である利用者の自己実現にむけて最大限の支援活動を行います。

6. サービスの内容

- ・送迎
- ・健康チェック
- ・身体介護(通所サービスAは対象外)
- ・機能訓練
- ・入浴(通所サービスAは対象外)
- ・口腔体操
- ・食事の提供

7. サービス利用に当たっての留意事項

ご利用者は、事業の提供を受ける際には、次の事項について留意をお願いします。

- ①気分が悪くなったときは速やかにお申し出ください。
- ②共有の施設・設備は他の人の迷惑にならないようにご利用ください。
- ③時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があります。

8. 緊急時の対応

当事業所は、サービス提供中にご利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告いたします。

9. 非常災害対策

当事業所は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行っています。

10. 相談苦情窓口

利用時間 月曜日～土曜日（祝日を除く）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

利用方法 電話 0287-73-5771

相談責任者 管理者 大島律子 生活相談員 中村小織

*当事業所以外でも、居住地の市町村窓口、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情申し立てをすることができます。

那須塩原市高齢福祉課 0287-62-7113

那須町保健福祉課 0287-72-6910

栃木県国民健康保険団体連合会 028-643-5400

11. 利用者負担金・支払い方法

別紙にて参照

12. キャンセル

ご利用者がサービスの利用を中止する場合は、事業所までご連絡下さい。
ご利用日当日の午前 8 時までにお休みのご連絡をお願い致します。

13. その他

サービス従事者に対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。

14. 提供するサービスの第 3 者機関の評価の実施の状況（有・無）

15. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、那須塩原市、那須町の区域とする。

16. 衛生管理等

- (1)介護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。
- (3)通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講

じます。

(4)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17. 業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生またはその防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1)虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 大島律子

(2)虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

(4)従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(5)事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

(6)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(すでに養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(7)事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

当事業者は、通所介護・介護予防通所介護サービスの提供に当たり、ご利用者のご家族に重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項、個人情報のお取り扱いについて説明しました。

令和 年 月 日

説明者 氏名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項についての説明を受けました。また、今後サービスを利用するに当たり、個人情報のお取り扱いに基づき利用者や利用者の家族の個人情報を用いることに同意いたします。

利用者 住所 〒 _____

氏名 _____ 印

(代筆者 _____ 続柄 _____)

家族又は代理人

住所 _____

氏名 _____ 印 続柄 _____